

西高介発第 000202 号
令和 4 年 1 2 月 8 日
(2 0 2 2 年)

各 { 高 齢 者 あ ん し ん 窓 口
居 宅 介 護 支 援 事 業 所
介 護 保 険 施 設 } 等 の 長 様

西宮市役所 高齢介護課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いの変更及び面会等
困難確認書の廃止(変更)について(通知)

平素より本市介護保険行政にご協力頂き、誠にありがとうございます。

さて、本市における介護保険(要介護認定・要支援認定)の更新手続きについては、令和
2年4月7日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要
介護認定の臨時的な取扱いについて(その4)」に基づき、感染拡大防止を図る観点から、
「面会等困難確認書」の提出をもって面会が困難であると認められる場合は、従来の要介護
(要支援)認定有効期間に12か月までの範囲内で市が定める期間を合算してきたところ
ですが、この度、令和4年10月14日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡「新型コロナ
ウイルス感染症に係る要介護認定の有効期間の取扱いについて」の通知が発出されたこと
に伴い、本市の要介護・要支援認定の更新手続きに係る臨時的な取扱いの対象となる要件を
次頁のとおり変更いたします。

つきましては、「面会等困難確認書」を廃止し、かわりに「新型コロナウイルス感染症に係
る要介護(要支援)認定の臨時的な取扱い申出書」の提出を受けた上で、臨時的取扱いの適
用が妥当と認められる場合のみ、従来の要介護(要支援)認定有効期間に12か月までの範
囲内で市が定める期間を合算することといたします。

なお、「面会等困難確認書」の適用は、認定の有効期間満了日が令和5年3月31日までの
被保険者に限ることといたしますので、併せてご連絡させていただきます。

また、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護(要支援)認定の臨時的な取扱い申出書」
をご提出いただいた場合でも、臨時的な取扱いの対象者に該当しない場合や、認定調査が可
能と認められる場合は、臨時的な取扱いを行いませんので、ご承知おきいただきますようお
願いいたします。

記

1. 対象者

認定の有効期間満了日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの被保険者

2. 対象要件

以下の要件全てに該当する被保険者

- ・ 前回認定時から介護を必要とする程度が変わっていない
- ・ 前回認定時に、12ヶ月を合算する臨時的措置を受けていない
- ・ 入所中の施設・入院先の病院が認定調査のための面会を認めておらず、当該施設に認定調査員がいない
- ・ 現在の要介護（要支援）認定の有効期間が6か月以下ではない

3. 手続方法

介護保険（要介護認定・要支援認定）申請書等に併せて、別紙「新型コロナウイルス感染症に係る要介護（要支援）認定の臨時的な取扱い申出書」を提出する

4. 送付文書

新型コロナウイルス感染症に係る要介護（要支援）認定の臨時的な取扱い申出書

以 上

（問い合わせ先）西宮市健康福祉局福祉部 高齢介護課

電話 0798（35）3133・3348

新型コロナウイルス感染症に係る要介護（要支援）認定の臨時的な取扱い申出書

令和 年 月 日

西宮市長 宛

下記項目全てに該当するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から要介護（要支援）認定に係る臨時的取扱いの対象としていただくよう申し出ます。

記

該当する項目に を記入して下さい

()	前回認定時から、介護を必要とする程度が変わっていない
()	前回認定時に、12ヶ月を合算する臨時的措置を受けていない
()	入所中の施設・入院先の病院が認定調査のための面会を認めておらず、当該施設に認定調査員がない ¹
	施設名・病院名 ²
()	現在の要介護（要支援）認定の有効期間が6か月以下ではない

1：オンラインで認定調査が可能な場合は、本項目に該当しません

2：西宮市から施設・病院に対し、認定調査の可否を確認します

被保険者番号	
フリガナ	
氏名	
認定有効期間	平成 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
記入者	(氏名) (本人との関係)
(事業所名)	
電話番号	

【注意事項】

- ・上記の項目全てに該当する場合のみ、申請書に本書を添付し西宮市高齢介護課へご提出ください。(従来の有効期間に12ヶ月を合算します。) 一つでも該当しない項目がある場合は臨時的取扱いの対象にならないため、この用紙を提出する必要はありません。
- ・この用紙を提出した場合でも、調査が可能となった場合や市が上記の項目に該当しないと判断した場合、又は情勢が変化した場合には、臨時的な取扱いの対象にならないことがあります。
- ・本申出書は認定の有効期間満了日が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの被保険者を対象とします。

以上